

2003095'

厚生労働科学研究費補助金
(医薬安全総合研究事業)

薬物需要削減対策における関係機関の連携 研究報告書

平成15年度

主任研究者 富永 ^{イタル}格
平成16 (2004) 年 3月

巻 頭 言

わが国では覚せい剤の使用を犯罪とし、対象者の覚せい剤使用を証明する方法として尿を強制的にても採取する。このため、覚せい剤を使用して援助的な専門職の前に現れた対象者は、援助を提供すべき対象に留まらず、取締処分の対象ともなり得る。このため、様々な問題が発生するか、また反対に、種々の効果的な対応を設定することか可能である。このところに焦点を当てたのがこの研究である。

薬物乱用者への対応に効果を上げるための研究報告として海外から入ってくる情報は、治療薬あるいは治療法の開発 検討等の援助の方法に関するものか主である。これらに影響されてか、国内においても薬物乱用者への対応に関する研究は援助の方法に関するものか多いと感しられる。

この研究はそれらと方針を全く異にするものである。

この研究か基盤とするものは総括研究報告に示す∞型連携の理論である。この理論は、まずは、援助の領域および取締処分の領域かそれぞれ単独で機能しても効果かトからない対象者がいるという現実を直視し、その問題の解決のために、取締処分側は援助側の態勢を是認し、援助側は取締処分側の態勢を是認し、互いの欠点を補い合おうとするものである。従って、この研究は、かかわるところは取締処分の領域と援助の領域の両方であり、この2つの領域の溝を埋め、効果的な連携体系を設定することを目的としており、新たな薬物需要削減対策の展開の幕開けとなるものであると考えている。

この研究か基盤とする∞型理論は、それぞれの領域単独での働きの効果を限定的であることかからか、各領域から反撥を得ることか少なくともなく、また、連携のあり方に関しては、的確なご指摘、ご示唆をいたたくことかある。この先も種々の領域の方からご意見をいたたき、薬物需要削減対策のあり方に関するこの研究を発展させて行きたい。

平成16年3月31日

主任研究者 富永 格

目 次

I. 総括研究報告

- 薬物需要削減対策における関係機関の連携 1
平井慎二

II. 分担研究報告

取締処分と援助の連携の概要

- 1 対象者の薬物規制法違反（使用）への援助側専門職の態勢 13
平井慎二、町野 朔
- 2 矯正施設における覚せい剤受刑者の処遇と関係機関の連携 24
小柳 武

社会内にいる規制薬物乱用者を連携体系内に導入する局面

- 3 連携体系による対応への規制薬物乱用者の導入 32
—精神病症状 酩酊を持つ規制薬物乱用者に対する警察の対応—
平井慎二

取締処分側が援助側の機能を活用する局面

- 4 矯正施設を出る薬物事犯者に対して 40
観察および援助を円滑に提供するための設定
中丸総一郎、奥村雄介、千葉市保健所、平井慎二
- 5 薬物乱用者に対する保護観察の方針及び技法 46
中根 潤、平井慎二

援助側が取締処分側の機能を活用する局面

- | | | |
|---|--|----|
| 6 | 精神病治療かかわりの端緒となった乱用者への観察指導の継続 林 偉明 | 49 |
| 7 | 薬物乱用者に対する精神科医療施設と麻薬取締部の連携 平井慎二、中川孝行 | 52 |
| 8 | 自助的組織のメンバーに対する尿検査を用いた観察 平井慎二、関東信越厚生局麻薬取締部、近藤恒夫、及川信雄 | 72 |
| 9 | 規制薬物を乱用する生徒への対応における学校と警察の連携 田中純夫、平井慎二 | 88 |

回復を直接支えるサービスを提供する機関間の連携

- | | | |
|----|---|-----|
| 10 | 薬物乱用者に対する精神科医療における専門施設と一般施設の連携 富永 格、平井慎二 | 92 |
| 11 | 福祉による保護及び医療費の円滑な提供の研究 西城伸彦 | 98 |
| 12 | 社会復帰施設の研究 ―香港、タイ、シンカポールの施設を視察して― 小田晶彦、松本俊彦、山口亜希子 | 101 |

薬物需要削減対策における薬物乱用者の動向の調査

- | | | |
|----|------------------------------|-----|
| 13 | 薬物需要削減対策を計画するための調査体系 能重勇雄 | 112 |
|----|------------------------------|-----|

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（医薬安全総合研究事業）

薬物需要削減対策における関係機関の連携 総括研究報告

総括責任者 上井 隆二 国立小児医療センター

研究要旨

わが国の薬物需要削減対策は、主に各機関の個別の努力によりなされており、関係機関が連携して機能する体系的なものとはなっていない。特に、規制薬物乱用者への働きかけの方針においては、取締処分側（刑事司法体系）と援助側（精神保健・医療及び教育等）の間には正反対とも見える態勢があり、摩擦がある。また、援助側の機関間の関係をみても適正な役割分担と円滑な協力かなされていない。

薬物需要削減に効果を上げるための連携体系の中では、取締処分と援助の関係においては、取締処分側は、薬物を乱用させない強力な指導を行い、使用に対しては厳正に取り締まり、処分においては罰則だけでなく対象者に対して援助へのかかわりを適切な強制力を持って指導するべきである。援助側は、薬物規制法違反を根拠にした通報を避け、援助を提供することを優先し、一方で従来の規制薬物乱用に対しては取締処分の対象になりやすい設定を行い、これが抑止力としても効果を表すように働きかけるべきである。

また、回復を直接ささえる援助的なサービスの提供においては、対応した機関がまずは自機関かもつサービスでの対応を検討し、不足がある場合に、その部分を補うサービスを求めて他機関に協力を依頼するべきである。

この研究は、前記した連携体系に従い、1) 取締処分と援助の連携の概要、2) 社会内にいる規制薬物乱用者を連携体系内に導入する局面、3) 取締処分側か援助側の機能を活用する局面、4) 援助側か取締処分側の機能を活用する局面、5) 回復を直接支えるサービスを提供する機関間の連携、6) 薬物需要削減対策における薬物乱用者の動向の調査という6領域に分け、この体系の正当性及び効果を確認し、既存の機関の持つべき態勢を明確にし、具体的な対応を規定しようとするものである。また、この作業を進めるには、研究班を構成する際に、1) 多職種間の連携、2) 同一地域内での展開、3) 実務への導入の3点が重要であると考え、これらの条件を揃えるように研究班を構成し、研究を進めた。

この研究の1年目の活動においては、1) 援助側専門職か援助を優先する態勢への反対意見の存在、2) 援助側か取締処分の機能を活用することに関して、①否定的な意見と②積極的な意見の存在、3) 取締処分側の処遇に乗った者を援助側に結びつけることに法的問題が多いとする考え方の存在、4) 援助側機関における薬物乱用者に対する消極的態勢の4点が目立った。

これらの不適切な点が目立った理由は、この研究が、初年度であり、また、取締処分

と援助の連携という新たな発想を基にしており、さらには、研究にかかわるところを薬物乱用者への対応が付随的に業務の一部として組み込まれている機関にも広げたことであろう。

この初年度の研究で、連携の観点からすると、現在の薬物乱用者への対応に不適切な対応が多くあることが明確になった。わが国の薬物需要削減対策には、既存の機関、及び、法律の範囲内で、関係機関の連携を適正化することにより、改善できるところが多く残されている。

A 研究目的

わが国の薬物需要削減対策は、これまでは各機関の個別の努力によりなされており、薬物問題に関係する機関が連携して機能する体系的なものとはなっていない。特に、規制薬物乱用者への働きかけの方針においては、取締処分側（刑事司法体系）と援助側（精神保健・医療及び教育等）の間には相反とも見える態勢があり、摩擦がある。また、援助側の機関間の関係をみても適正な役割分担と円滑な協力かなされていない。

総括責任者として、薬物需要削減の効果を上げるため関係機関が連携して機能する体系の骨格を、現在の各機関の機能に従って構想していた¹。この研究は、その構想に基づいて、連携体系の中で各機関が受け持つべき役割と態勢を明確にし、業務での具体的な対応を規定し、また、この体系の法的正当性及び効果を確認しようとするものである。

言い換えれば、構想した体系を、その正当性を確認しなから、成立させようとするのがこの研究の目的である。従って、構想した体系とその理論をまずこの研究目的の項に示しておく。

1 薬物需要削減対策における取締処分と援助の連携体系

規制薬物乱用者に対する取締処分的働きかけと援助的働きかけは、摩擦するように見えるか、社会の弊害を妨げない範囲内で薬物乱用に原因する点を最低限に抑えることを共通の目的とすることか可能であり、各働きかけが機能を十分に発揮し、知所を相互に補充しあう連携が成立する。現在の制度に基づき筆者が構想し、提唱する薬物需要削減のための体系、並びに、その体系としての各働きかけの態勢を記す。

1) 薬物需要削減のための2つの働きかけと連携の必要性

① 薬物需要削減のための働きかけ

薬物乱用防止は、薬物の供給削減及び需要削減を通してなされる。薬物の需要削減は薬物乱用者を減らすことにほぼ等しく、予防及び回復を促進することで効果か卜かる。また、規制薬物の反復乱用者は、同一個人が薬物規制法違反という違法行為、並びに、依存という心理的障点を重複して有している。これに従い、実際の働きかけは大きく2分され、取締処分と援助に分かれる。この取締処分と

援助を用いて、予防と回復に効果か上がるように薬物需要削減のための体系を設定しなければならない。

② 各働きかけと乱用者の関係性に重点をあてた長所及び短所など

取締処分側の働きかけは、検挙を避けるため薬物を使用しないことを選択させる強力な忌避性、並びに、法で定められた範囲内で強制的な働きかけをする継続性を効果的な要素として持ち、取締処分は単独でも一定の効果をもたらす。

しかし、取締処分側の働きかけは、現在では処分において罰を与えることかヨであり、刑務所内に薬物事犯で服役を反復している者か多いことが、取締と処罰だけでは効果か不十分な対象か存在し、この点において短所をもつことを証明している。また、仮に取締の対象となった者に対して処分において援助を提供するとしても、望んで取締処分の対象になろうとする薬物乱用者は強く限られ、この項の冒頭では効果的な要素としてあげた忌避性は、局面を変えれば短所ともなる。

援助側は、司法的な強制力を持たず、それ自体は本来、接近性（かかわりやすさ）を持ち、また、対象者の意思を引き出すよう働きかけ、継続性をもった対応に持ち込むことも可能であり、これらの要素をもって、薬物乱用者の回復を直接支える働きかけを提供することかできる。これらの方法で、援助は単独でも一定の効果をもたらす。

しかし、短所としては、強制力を持たないため、一旦援助に薬物乱用者か結びついても規則的あるいは確実な継続性は

保つてきかないこと、並びに、対象者の薬物乱用を把握してもこれに法的な罰を与えることによる抑止効果をもたないこと、援助を提供したとしても十分な反応を得られない対象か存在することか上げられる。

③ 取締処分と援助の各要素の摩擦及び誤った適用の発生²¹

薬物需要削減に効果を上げるためには、取締処分と援助の連携により成立する体系と規制薬物乱用者との関係を、前項中に下線を付けて示した要素、つまり忌避性、接近性、継続性か保たれ、これらの要素か効果的に働くように取締処分と援助の関係を設定しなければならない。

しかし、これらの要素の内、忌避性と接近性は、強制力の有無によるものであり、真つ向から相反するものである。また、取締処分の継続性は短期で厳格であり、援助の継続性は長期で、平易な表現となるか、甘いものである。これらの差異も強制力の有無によるものであり、各働きかけは単独ではこれらの要素を同時にはもてない。

現場においては、規制薬物の乱用者にかかわる専門職は、取締処分と援助に相反するところか多いためか、2つの働きかけを対立するだけのものとして把握し、しかし同時に、どちらかを優先させる対応を両方の働きかけの専門職か共通してもつべきであると理解していることか多いようである。実際には、一人の規制薬物乱用者を扶んで、予期せず対峙することかあり、あるいは、き図的に協力しようとする事かある。これらのどちらの場合

合においても、取締処分と援助のいずれかが優先するとすれば、優先されなかった働きかけかもつ忌避性あるいは接近性という要素を損うこととなり、効果的な対応かできなくなる。現場では、この摩擦か起こりやすい。

また、取締処分あるいは援助のどちらか一方が某物乱用者にかかわり始め、しかし、対象となった者かその働きかけ単独では対応しきれない場合がある。ところか、一旦成立した関係を切れず、あるいは、過去の情報により再度対応を開始することか容易であることか原因の一部となり、他方の働きかけの関りを得ることなく、同様の要素か提供され続け、効果か上からないことか一部の某物乱用者に対する処遇には起こっている。

④ 取締処分と援助の連携体系設定の必要性と着目点

取締処分と援助の関係においては、いずれかの働きかけを優先する、あるいは、それぞれで可能な限りの働きかけをするというような単純なものを許せば、某物乱用者削減対策は効果か限られるものに終わることは前項で示した。それらとは異なる設定をする必要がある。

前項に示した摩擦か起こらないようにし、各働きかけの効果を発揮させるためには、取締処分あるいは援助か規制某物乱用者に働きかけるときには、その働きかけが他方の働きかけの影響を受けず、独立するという申合せか必要である。

しかしながら、取締処分あるいは援助か単独の働きかけて効果を上げられない場合かあることは示した。2つの働きかけ

は、強制力の有無のために相反する要素を別々に持っているのて、一方の働きかけに欠けた要素を他方の働きかけから得られる可能性かあり、単独での働きかけか対象に適合しない場合は、他方の働きかけと協力するへきてある。

取締処分と援助の連携の設定に際しては、どのような局面においても忌避性、接近性、継続性を保持することを絶対の基本的な条件として踏まえ、各働きかけか独立して各機能を発揮し、同時に、単独で効果かない場合には円滑に協力するように、一つの体系の中て各態勢を規定しなければならぬ。

2) 某物品削減のための取締処分と援助の連携

前項目の要素を保持するように連携を以下のように構想した。

① 取締処分と援助の各態勢

取締処分側は、某物乱用者を某物から遠ざけるための強力な指導を行い、使用かあった場合には厳正に取締り、処分においては罰則たけてなく対象者に心して援助へのかかわりを適切な強制力を持って指導する。

援助側は、某物規制法違反（使用）を根拠にした告発を避け、援助を提供することを優先し、一方で、行来の某物乱用に対しては取締処分の対象になりやすい設定を行い、これが抑止力としても効果を表すように働きかける。

② 単独機能の発揮、並ひに、補完的關係の構造

前項目で示した態勢により、各働きか

けはまずは自らの機能を發揮して薬物乱用者に対し、単独でも、一定の効果を上げることかできる（図1の直線①及び②上での対応）。

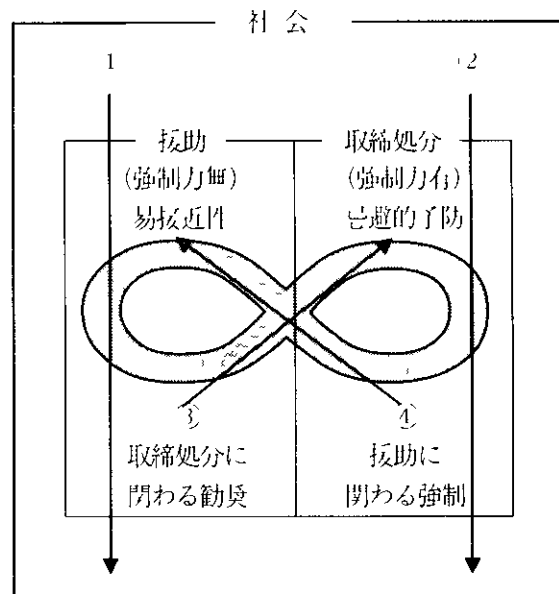
しかし、単独の働きかけだけでは良好な効果を得られない対象がある。このような薬物乱用者に対しては、他方の働きかけにかかわらせる勧奨（図1の斜線③④の対応）あるいは強制（図1の斜線④①の対応）

上の対応）をし、両者は互いに目領域にかかわった薬物乱用者に他方の機能を提供する準備を持ち、それを機能させることにより自らの欠点を補える。

従って、取締処分と援助は単独で一定の効果を受けられるものの、相互補元的な関係にあり、両者とも他方の機能を尊重し、頼るべき関係がある。

図1

薬物需要削減のための取締処分と援助の連携



③ 現場で薬物乱用者に提供される要素

前記した体系では、援助側は、援助の準備をし、また、強制力を持たないことで、かわり保持力の重要な要素の一つである接近性を高く持つ。また、行来の薬物乱用に対して取締処分の対象になり

やすい設定をすることにより、抑止力を限定的にはあるが提供することができ

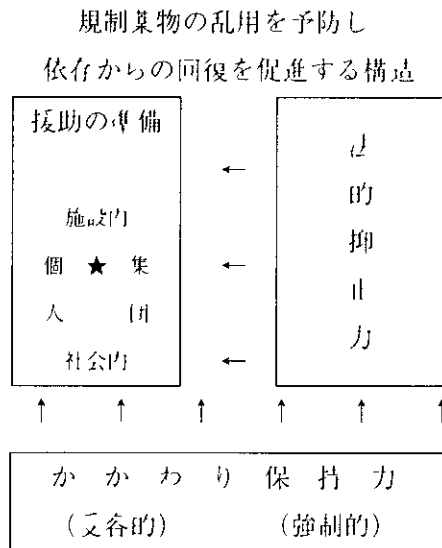
る。取締処分側は、強制的な処分を忌避させることによる強力な抑止力を持ち、また、検挙した薬物乱用者に対しては援助

にかかわらせる保持力を保護観察における指導等で一定期間かなりの強制力をもって提供することか可能である。

規制薬物乱用者か取締処分側あるいは援助側のいずれから薬物需要削減の体系にかかわっても、各働きかけか、独自の機能を発揮し、並ひに、補元的関係を活用する態勢を持っていると、規制薬物乱用者は図1の連携の中で横8の子の軌跡↑を全部あるいは一部辿ることとなる。

この流れにより、図2に示す3つの要素、すなわち援助の準備、薬物を使用すれば取り締まるといふ抑止力、それらにかかわる保持力か個々の薬物乱用者に依して適切に加減され、提供される。つまり、各働きかけか前出の①取締処分と援助の各態勢に忠実に従うことて、個々の規制薬物乱用者の行動に依して処遇環境か常に適切なものに調整されることとなる。

図2



薬物乱用者(★)には適切な種類の援助、
行末の規制薬物乱用に対する法的抑止力
それらにかかわる保持力か、個々に依して
加減され 提供される。

2 援助的サービスを提供する機関間の連携

援助を提供する機関間においても連携体系は十分には成立していない。

例えば、相談指導を用いて対応することか可能であり、そうすることか適切である例を、精神科医療施設に紹介したり、あるいは、薬物の急性の影響をうけてい

る者への対応を社会復帰施設に任せたりする態勢を持つ専門職がいる。つまり、某物乱用に基つく障害に一定の特性をもって積極的に対応しようと機関に、その機関の特性と対象者の状況を考え合わせず、もやみに対象者を送ろうとする傾向がある。

このようなことに原因して、各機関での機能の発揮の抑制が起こり、某物乱用者の社会復帰が妨げられる。

援助的なサービスを提供できる機関の専門職は、某物乱用者に対応する際は、まずは目機関の機能の適用を試み、それで不十分な場合に、適正なサービスを提供する施設あるいはより高い効果をもたらすことか期待できる施設に、送り元と受け側の双方の同意に基づいて、対象者を送るべきである。

B 研究方法

この研究計画の大部分は、図1に示す横8の④(∞)のイメージで捉えられる取締処分と援助の連携体系の理論(以後、横8の字理論と呼ぶ)に基づいており、下部研究は、横8の字理論全体の法的及び方針に関するもの、並びに、横8の子を成立させる各部位の態勢つまり各機関の現場での具体的な対応に関するものである。

まず、研究を6領域に分け、さらに、各領域でいくつかの課題を取り上げ、研究を進めた。以下に6領域を示し、説明を加える。

また、班員の構成も研究の進め方に強く影響することか予想されたため、予定した研究の方法を可能にした班員の選択

の根拠を示す。

1 研究の6領域

1) 取締処分と援助の連携の概要

この領域では、研究全体か基盤とする取締処分と援助の連携体系を支えるための方針の正当性、及び、法的な問題の整理等を課題にした。図1の横8の字1を辿るように規制某物乱用者を移動させる働きかけの全体像を検討するものである。

2) 社会内にいる規制某物乱用者を連携体系内に導入する局面

この領域では、社会内にいる規制某物乱用者を体系内に導入する現場において、導入に効果を上げるための対応か適正に行われているか否かの調査研究、並びに、取締処分側においては予防的な効果を上げるためのものになっているかをも課題とした。図1においては、社会内にいて放置されている規制某物乱用者を横8の子上に、取締処分側及び援助側から導入するところか主な住占である。

3) 取締処分側か援助側の機能を活用する局面

取締処分側にかかわった規制某物乱用者に援助を提供する流れにおける、取締処分側の専門職及び援助側の専門職か現場で担うべき役割、並びに、情報の伝達法等を課題として研究を進めた。図1においては、左上方向きの斜線④の働きかけの部分である。

4) 援助側か取締処分側の機能を活用する局面

援助側にかかわった規制薬物乱用者に対し、取締的要素を背景にして援助側専門職が対応する手法等を研究の課題とした。図1においては、右上方向きの斜線③の働きかけの部分である。

5) 回復を直接支えるサービスを提供する機関間の連携

薬物需要削減対策において援助的機関間かどのように連携すべきかの具体的な対応を成立させようとするのかこの研究領域である。図1においては、垂線①はただ一機関を表すものではなく、援助側全ての機関を表すものである。そのような理解をすれば、垂線①は何本もの線の集まりであり、その複数の線の間で、つまり、援助側機関の間で規制薬物乱用者への対応における協力関係があり、それを適正なものにするところをこの領域で扱う。

6) 薬物需要削減対策における薬物乱用者の動向の調査

この研究領域では、薬物需要削減対策にかかわる薬物乱用者の状況を把握し、対策の中で力点をどこに置くかの判断を可能にすることを課題とした。

2 研究班の構成

主に薬物乱用者への対応を取り扱うものでありながら、この研究班はこれまでの厚生労働省の研究班と趣を著しく異にしている。研究班の構成が研究の方法及び焦点にまで影響するので、一定の方針を持って班を構成した。

連携が課題であり、この研究を進める

際の要点を、1) 多職種間の連携、2) 同一地域内での展開、3) 実務への導入の3点であると考えた。これら研究方法及び方針にいかに関与するかを、それぞれその要点の詳細あるいは意義をあげ、示す。

1) 多職種間の連携

規制薬物乱用者を減らすためには、取締処分と援助の関係に焦点を当てると、一方の領域で対応可能な薬物乱用者もいるか、その領域には必ず欠落した要素があり、その欠落した要素の提供により回復に向かう乱用者に対しては、他方の領域の機能に依存せざるを得ない。また、援助的に対応する領域の中での関係を見ても、ある地域において援助を求める薬物乱用者にその対応に積極的な精神科医療施設か1施設のみでは対応しきれない。他の一般的な精神科医療施設との間に、また、相談や観察、経済的支援等を援助的に行う機関との間に、機能を利用し合う関係を成立させなければ、薬物乱用者には対応しきれない。

上記のような相互依存的な関係を領域間及び機関間に生じさせるのか規制薬物の乱用問題である。

従って、研究班の構成は、研究者を援助側領域に限ってはならないことは明白である。しかし、この研究が厚生労働省の補助金を受けて進める事業のためか、取締処分側の省庁の専門職が分担研究者となることか円滑に進まなかった。これに対しては、取締処分側との協力の必要性を十分に理解し、取締処分側の専門職を研究協力者にする意向がある者を分担

研究者に設定し、研究班を構成した。

また、援助側の領域に限っても、薬物乱用者への対応を専門とする部門を持つ施設の専門職、並びに、薬物乱用者への対応を専門としないか通常業務の中に薬物乱用者にかかわるところを持つ機関の専門職の協力を得られるようにした。

つまり、薬物需要削減対策に様々な立場の専門職が集まり、とのかかわるべきかを、幅広く検討し合える研究班の構成とした。

2) 同- 地域内での展開

この研究の課題を一語で表すと連携である。連携においてそれを構成する者に求められるところは、単独で自らの機能を発揮するという独立、並びに、他者の機能を発揮を促進するという協力の2つの観点から、目的を成就させるよう行動することである。また、全員か自らの及び他者の態勢を知り、互いの申し合わせに従って全員か動くものである。

例えばサッカーのような組織的な競技では、連携に求められる前記の要素が明確である。11人の競技者が様々な役割を持ち、前部の攻撃陣と後部の守備陣のそれは大きく異なる。しかし、相手チームより1点でも多く取って勝つという共通の目的のために、各競技者は、自分の持ち場での役割を果たすという独立と、味方の者が役割を発揮しやすいようにボールを動かそうとする協力をを行う。

一人の競技者の動きは、他の役割を持つ競技者の動きと全く異なるものであっても、敵に勝つために組織的に申し合わせられたものである。つまり、一人の競技

者の動きを他の役割を持つ競技者が把握しており、また、是認しており、さらには、期待している。従って、一人の競技者が組織の連携の中で期待される動きをしなければ、そのチームは敗北するのであり、連携に従わない動きは他の競技者から叱責される。この連携を成立させるためには練習が必要であり、サッカーはこの練習をグラントで身体をふつけ合いながら行う。

規制薬物需要削減対策における連携も同様である。

具体的には、目助活動を行っている者あるいは覚せい剤乱用者の精神科的治療に積極的な医師の態勢を警察か是認すること、また、対象者の規制薬物乱用を疑えば捜査を開始し検挙しようとする警察の態勢を目助活動の構成員あるいは精神科医師か是認することか、まず、求められる。さらに、それぞれは、自分の役割を果たしなから、他者かその役割を果たしやすいようにするという関係を成立させなければならぬ。

前段落の内容をほとんど無理であると考える者もいよう。しかし、それらがこの研究の仕掛けである。議論に議論を重ねて答をたさなければならぬ。

前記した要素を全て満たす各専門職の態勢を規定し、実務に導入するためには、現場でのやりとりを振り返り、何か効果的だったか、何か不適切であったかという議論を深め、対応法を申し合わせる話し合いを重ねることか必要である。この作業は、実務において接触しない場所において、摩擦の当事者とならない者達の間では不可能である。従って、研究にかか

わる者は同一地区に集中することか必要であり、実務にかかわるところを扱う研究者は千葉を中心に選択した。

一方千葉地区の話し合いたけは解決できないものもある。法的な整理を必要とするところ、あるいは、他の地域にある施設から千葉地区に込込される菓物乱用者への対応に関する問題等である。しかし、これらの問題を解決する作業には、現場でのつまり千葉地区での適正な対応を成立させる作業か必ず含まれており、その作業の後、あるいは、同時に中央との調整を試みることとした。

3) 実務への導入

この研究の目的は社会内の菓物乱用者を減らす働きかけの体系を設定することである。研究にかかわった者たけか結果を理解し、終了する性質のものではない。この研究の結果とは、各専門職の態勢の規定であり、それに各専門職か従うことか求められる。従って、各専門職の態勢に関して検討する作業をまず行い、規定した態勢を各専門職に向けて勧告する作業をしなけれはならない。

規制菓物の需要削減には様々な省庁かかわり、行政的な対応か大きいところを占めるので、研究者グループの1張はそれたけは大きな変化をもたらすことは期待できない。省庁に分かれた行政かそれぞれ持つ方針を調整し、この方針に行政の専門職およびその他の専門職か従うよう、最終的にはしかるべき部署か、各専門職に規定された態勢を勧告することて連携か確実なものとなることを促進する。

各専門職の態勢を規定する作業には、菓物需要削減対策を担当する行政部署の専門職、並ひに、通常の業務の中て菓物乱用者に対応する行政の専門職及びその他の専門職かかわることか必要となる。

研究班の構成はそれに近いものとし、以下の作業を行い、実務への導入を視野に入れた。

千葉県菓物乱用対策推進本部には平成10年度に「菓对本部菓物乱用者に対する連携担当者会議」(以後、連携担当者会議と記す)という下部組織を設置し、この会議に前出の各特性を持つ専門職か集まり、検討を重ね、各専門職の態勢を規定し、明確となった後には、勧告を行って行こうとする組織かある。この会議の議長を総括責任者ト井か平成10年度の設置時から務めている。

研究班の構成員を連携担当者会議のメンバーと重複させ、平成15年度第1回会議には研究班長品水かオフィサーとして参加し、研究への協力を依頼し、受諾された。

このように、行政と研究班の関係を希にし、検討という作業から行政職かかわることにより、研究結果か実務へ導入不可能なあらぬ方向に行くことを避けられ、また、得られた結果は幼きよく現場へ勧告されることか期待される。

C 結果

各下部研究の結果の詳細は各報告に誤り、ここでは全体を概観し、複数の研究に共通して見られたところを結果として記す。

1) 援助側専門職か援助を優先する態勢への反対意見の存在

援助側か対象者の規制薬物使用を抑制し援助を提供すべきであるということ、取締処分側だけでなく、援助側の一部の専門職からも受け入れ難いとする意見があった。

規制薬物を乱用する生徒への対応における学校と警察の連携の研究においては、連携の具体的方針を提案したか、教育庁側及び警察側と調整が進んでいない。また、精神病かかわりの端緒となった乱用者への観察指導の継続の研究においては、保健所職員による尿検査を用いた観察指導か効果的であると提案したか、これは、通知及び法的問題の未整理により、不適切であるという意見が少なからず、聞かれた。

2) 援助側か取締処分の機能を活用することに関する意見の相違

① 取締処分の機能を活用することに反対する意見

援助側か規制薬物の乱用者に対応する上で取締処分側の機能を活用することか、援助的でないとする意見か一部の援助側専門職には根深くあり、対象者の行末の規制薬物乱用か取締処分側の働きかけの対象になりやすい設定をすることに異論を唱える精神科医療施設、また、精神保健機関があった。

② 取締処分の機能を活用することに積極的な意見

しかし一方で、一部の精神科医療施設は簡易尿検査を用いて反復される規制薬

物乱用を把握し、麻薬取締官との協力において患者の回復を支えようとすることに賛同しつつあり、麻薬取締官はそのような精神科医療の態勢に協力し、対象者に予防的にかかわろうとし、その手法も成立しつつある。

また、自助活動を展開している当事者のグループの一部は、簡易尿検査を受け入れ、取締処分的要素か他者により自らの処遇内に適用されることを是認している。

3) 取締処分側の処遇に乗った者を援助側に括りつけることに法的問題が多いとする考え方の存在

この項目の表題に示す考えのため、矯正施設から社会内に帰る者か社会内で適切な対応を受けないこと、あるいは、保護観察の対象でありながら適切な観察と指導を受けないこと、保護観察が終了する者か適正な形で他のサービスに繋がらないことか起こる。これらの不適切な対応のために、劣悪な状況となっている者を精神科医療従事者は把握することか度々ある。この研究活動を通して、これらの問題を指摘し、改善を働きかけてきたか、また、取締処分側の反応は良好ではない。

4) 援助側機関における薬物乱用者に対する積極的態勢

薬物乱用者に適正に対応しようとする精神科医療施設は未だ多くはない。また、福祉事務所は、観察指導をせずに簡単に経済保護を行うか、あるいは、対象者の使用した物質か規制薬物であることを理

由に経済保護を開始しないかの両極端の対応に分かれている。さらに、薬物乱用者への対応を主にした行政による社会復帰施設は設定されていない。

薬物乱用者に対する消極性、あるいは、浅薄なかかわり方が明確となった。

D 考察

結果においても研究にかかわった経緯においても、一部では協力依頼に良好に心し、連携を促進する意識、動きも見られたか、多くのところでは、他機関との関係の中で目機関の役割を果たそうとする意識の欠如、あるいは、他機関の機能を認めそれに期待する意識の欠如、さらには、基本的な対応さえ不明確なままに放置されているものか目について。

この理由は、まずは、この研究が取締処分と援助の連携という新たな発想を基にして、これまで開拓されていないところを焦点にしたものであるからであろう。また、研究の初年度であることも影響している。さらに、大きい理由は、研究にかかわるところを薬物乱用者への対応に積極的な施設のみとせず、業務の一部として規制薬物乱用者への対応か、ときには付属的に、組み込まれている機関にも広げたことにあると考える。

考察の冒頭で悲観的とも思える内容を書き出した。しかし、現在のわが国における薬物乱用の程度が、発展した国々の中では奇跡的に低いことを検討に加えると、その対応の消極性、不適切性は自然な結果とも言える。これらは、決して放置しても良いものではないか、薬物乱用の規模が比較的小さいことを考慮すると、

大かかりな改革等は不適切という判断もあろう。

まずは、既存の機関、現行の法律等での対応の効率を上げることを検討するべきである。考察の冒頭で示したように、この研究において改善できるところか極めて多くあることが確認された。

E 結論

- 1) 薬物需要削減対策に閉じて、これに効果をあげる関係機関の連携の構想をもって、研究活動を行った。
- 2) 関係機関の連携の観点からは、現在の対応には不適切なところが多く、この研究が改善できるところが多いことが明確となった。

F 参考文献

- 1) 平井 恒二 薬物乱用対策における取締処分と援助の連携のあり方、法と精神医療 14 19-38,2000
- 2) 平井 恒二 心神喪失者等医療観察法施行後の規制薬物乱用者に対する処遇
ニューリスト 増刊 184-189 2004

対象者の薬物規制法違反（使用）への援助側専門職の態勢

分担研究者 平井 暲二 国立下総療養所

研究協力者 町野 朔 上智大学

研究要旨

対象者の薬物規制法違反（使用）を援助側専門職が把握したときの態勢は、次のようにあるへきてあると平井は考えた。

薬物需要削減のためには、この研究が基盤とする連携体系を成立させることが適正である。その連携体系が規定する援助側専門職の態勢は、薬物規制法違反（使用）を根拠にした告発を避け、援助を提供することを優先し、一方で、行末の薬物乱用に対しては取締処分の対象になりやすい設定を行い、これが抑止力としても効果を表すように働きかけるといふものである。

援助側領域での規制薬物乱用者への対応は義務の衝突等を起こす。法律において、義務の衝突等があった場合は、より高い公益の確保、行為者の特性、具体的状況という3点から検討して、優先する行為を決定するへきてある。この研究が基盤とする連携体系は、共通目的として「社会の弊害を妨げない範囲内で薬物乱用に原因する責を最低限に抑える」というものを持ち、これは、前出のより高い公益の確保に通じるところが大きく、ほぼ同義である。また、そのより高い公益の確保を目的として、取締処分側か援助側かという特性、つまり、行為者の特性に着目し、また、各領域の働きかけのみでは対応しきれない場合という具体的状況への対応を検討に加えて構想した体系下の各役割は、義務の衝突等に際して、適正な対応を選択している。

さらに、取締処分側と連携することによって役割を分担できるため、援助側専門職は対象者に援助を提供することを主として働きかけることが可能となり、また、薬物規制法違反への対応をも薬物廃用を促進する働きかけに変化させることができ、より援助的となる。なお、援助側領域内の専門職の役割は様々であり、薬物乱用対策と関係の薄い専門職は単独で援助側の態勢を完全に持つことは不適切であるため、他の援助側専門職との協力で成立する援助側の態勢の一部を受け持つへきてある。

これに対する町野の意見は、次のようである。

医師は患者との秘密交通権を有するから、患者が薬物を不法に使用したことを秘匿する権利があるか、同時に正当な理由があるときには、その事実を司法機関に通報することも許容されているというのが現行法である。従って、平井の提案に係る規制薬物乱用者への対応も合法であることには問題かないと思われる。これが医倫理的にも社会的にも妥当であるかは、なお検討の余地はあるか、少なくともその主張する連携体系は検討を加える対象とすへきてある。わか国で採用すべき需要削減対策を検討し、その上で、

対象者の規制薬物使用に対する態勢を規定すべきである。

A 研究目的

この研究が基盤とする連携体系が規定する援助側専門職の態勢は、「薬物規制法違反（使用）を根拠にした告発を避け、援助を提供することを優先し、一方、行末の薬物乱用に対しては取締処分の対象になりやすい設定を行い、これが抑止力としても効果を表すように働きかける」というものである。この態勢には、以下の①及び②のように少なくとも2つの大きな反論がある。これらの反論に対して前記の援助側の態勢が適切である根拠を示し、ひいては、その態勢を構造の一部としてもつ連携体系の正当性を主張することかこの研究の目的である。

① 規制薬物法違反（使用）という犯罪が放置されているという指摘

構想した体系が規定する援助側の態勢には、「薬物規制法違反（使用）を根拠にした告発を避け、援助を提供することを優先する」というものが含まれている。

公務員である援助側専門職が前記の態勢に従えば、告発義務に違反している。また、対象者の規制薬物使用を許し反復乱用を放置することにつながるのではないかという問題を残す。

公務員でない援助側専門職が前記の態勢に従えば、告発する権利を放棄しているか、義務違反はない。しかし、対象者の規制薬物使用を許し反復乱用を放置することにつながるのではないかという問題は、同様に残す。

② 援助側専門職が反援助的となるという指摘

構想した体系が規定する援助側の態勢には、「行末の薬物乱用に対しては取締処分の対象になりやすい設定を行い、これが抑止力としても効果を表すように働きかける」というものがある。これは、援助側にかかわっても規制薬物使用があれば、取締処分側専門職の対象となることを勧めるものであり、ときには、後に検挙に繋がることさえある。それか、援助側専門職の態勢として適切かという問題を残す。

B 研究方法

この研究が基盤とする体系を構想した当初から、対象者の規制薬物法違反（使用）に対する援助側専門職の採るべき態勢における義務の衝突の整理を検討してきた。ここに現在までの検討による整理案を示し、これに検討を加える。

C 指摘された問題を整理するー理論¹

(文責 平井)

1 違法行為が放置されるという指摘に関する整理

「治療従事者等は業務上知り得た秘密を漏洩してはならないことを定めた法律があり、一方、犯罪行為を告発する義務あるいは告発する権利を定めた法律がある。対象者の規制薬物使用を知った場合、告発する義務あるいは権利に対して「秘する義務が衝突する職責をもつ援助側専門職がいる。このような場合、どのよう

な行為を選択しても、必ずいずれかの義務の違反あるいは権利の放棄をしている。

果たすべき義務の怠りは法的に責められるべきである。また、権利の放棄は法的には責められるべきことではないか、対象者の薬物規制法違反（使用）を告発する権利を放棄し、「守秘する態勢に徹すれば、犯罪行為を許し続けることにもなり、問題を残す。

まずは衝突する複数の義務から一つの義務を選択する機序を検討する。これを、薬物需要削減のため関係機関が連携して機能する体系に照らし合わせ、援助側専門職か対象者の規制薬物使用を業務上知った場合に選択すべき行為を導く。

1) 法的な義務あるいは権利の衝突

医療従事者等の援助側専門職か対象者の規制薬物使用を知った場合の告発と「守秘」に関して、次の①に示す法律と②に示すそれらは対抗することを謳っており、告発する義務あるいは権利と「守秘する義務」が衝突している。

国家公務員及び地方公務員は、告発あるいは「守秘」のどちらを選択しても、必ずなんらかの義務違反をすることとなる。

公務員でない援助側専門職の一部は、告発する権利と「守秘する義務」の衝突がある。告発に関してはその権利をもち、「守秘義務」も正当な理由があれば秘密を漏洩することか違法性を阻却されると理解される記載があり、公務員と比較して緩やかな規定にはなっている。それでも、「守秘義務」に基づいて規制薬物乱用者を告発しないならば、放置してよいか、あるいは、その後の対応はとうするか、告発し

ない「正当な理由」とは何か等の問題を残す。また逆に、援助的に対応することを基本とする医療従事者か薬物乱用者を告発する権利に基づいて告発するならば、そのような期待を裏切る行為を行うべきかという疑問が発生する。

① 告発する義務あるいは権利を規定する法律

刑事訴訟法 239 条では第 1 項で「何人でも、犯罪かあると思料するときは、告発をすることかできる。」とし、第 2 項で「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪かあると思料するときは、告発をしなければならない。」としている。

これらにより、公務員でない援助側専門職は対象者の規制薬物乱用を知った場合は告発する権利を持ち、公務員である援助側専門職か対象者の規制薬物乱用を知った場合は告発しなければならない義務を負うことか規定されている。

② 守秘義務を規定する法律

刑法 134 条 1 項では「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者か、正当な理由かないのに、その業務」取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」とある。また、保健師助産師看護師法第 42 条の 2 には「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由かなく、その業務」知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。」とある。

これらから、公務員でない援助側専門職の一部は患者の規制薬物乱用を知った場合、正当な理由があれば告発してもよいが、そうでなければ守秘する義務を負う。

国家公務員法 100 条第 1 項では「職員は、職務上知ることのきた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえとも同様とする。」とある。また、地方公務員法 34 条第 1 項では「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とある。

これらから、公務員である援助側専門職が対象者の規制薬物乱用を知った場合、守秘する義務を負うこととなる。

2) 行為の選択法

法律による義務等の衝突があった場合、いずれの行為を選択するかということについては、以下の①②に記した法律家の記載が大いに参考になった。検討を加え、衝突する義務等がある場合、選択する行為を決定する際の要点は次の 3 点であると考えた。

第 1 点 より高い公益の確保

第 2 点 行為者の特性

第 3 点 具体的状況

これらを文章としてまとめると、規制薬物の乱用者への対応において義務等の衝突がある際に、適切な行動を選択するためには、「業務上、対象者の規制薬物乱用を知り得た専門職は、具体的状況を考慮し、自らの職責に照らし合わせて、より高い公益をもたらす行為を選択しなければならない」ということになる。

①より高い公益の確保

法律の専門家（増井）が告発義務と守秘義務の衝突について検討したもの²を次に示す。下線は筆者がつけたものであり、要約である。

「なお、公務員が職務上知り得た秘密に属する事項については、103条^{×1}及び144条^{×2}との均衡上告発の義務を負わないものと解される。しかし、その事項を告発して犯人の処罰を求めることについての公益上の要請が非常に強い場合には、この規定に基づいて告発を行っても、法令による正当な行為として国家公務員法100条等の守秘義務に関する規定に違反するものではない。」

×1) 刑事訴訟法第 103 条 公務員又は公務員であった者が保管し又は所持する物について 本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督庁の承諾がなければ押収することはできない。但し 当該監督庁は 国の重大な利益を害する場合は除いては、承諾を拒むことかできない。

×2) 刑事訴訟法第 144 条 公務員又は公務員であった者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することかできない。但し 当該監督庁は 国の重大な利益を害する場合は除いては、承諾を拒むことかできない。